

術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

日本私立学校振興・共済事業団

沖縄振興開発金融公庫

株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫

日本中央競馬会及び日本年金機構

附 則

(施行期日)

この政令は、雨水の利用の推進に関する法律の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行する。

(国立大学法人法施行令の一部改正)

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項の表に次のように加える。

雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）第二條第二項、第三條第二項、第十條第一項及び同條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）

同法第二條第二項の政令で定める独立行政法人

3 (総合法律支援法施行令の一部改正)

総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項に次の一号を加える。

六 雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）第二條第二項、第三條第二項、第十條第一項及び同條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）

同法第二條第二項の政令で定める独立行政法人

法務大臣 谷垣 禎一
文部科学大臣 下村 博文
国土交通大臣 太田 昭宏
内閣総理大臣 安倍 晋二

省 令

○厚生労働省令第五十八号

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第二百一十九号）第二條第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）の規定に基づき、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の一部を改正する省令

令

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「一年」を「二年」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十三号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号）第十八条の規定に基づき、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月二十五日

環境大臣 石原 伸晃

公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令

公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令（昭和四十九年総理府令第六十四号）の一部を次のように改正する。